



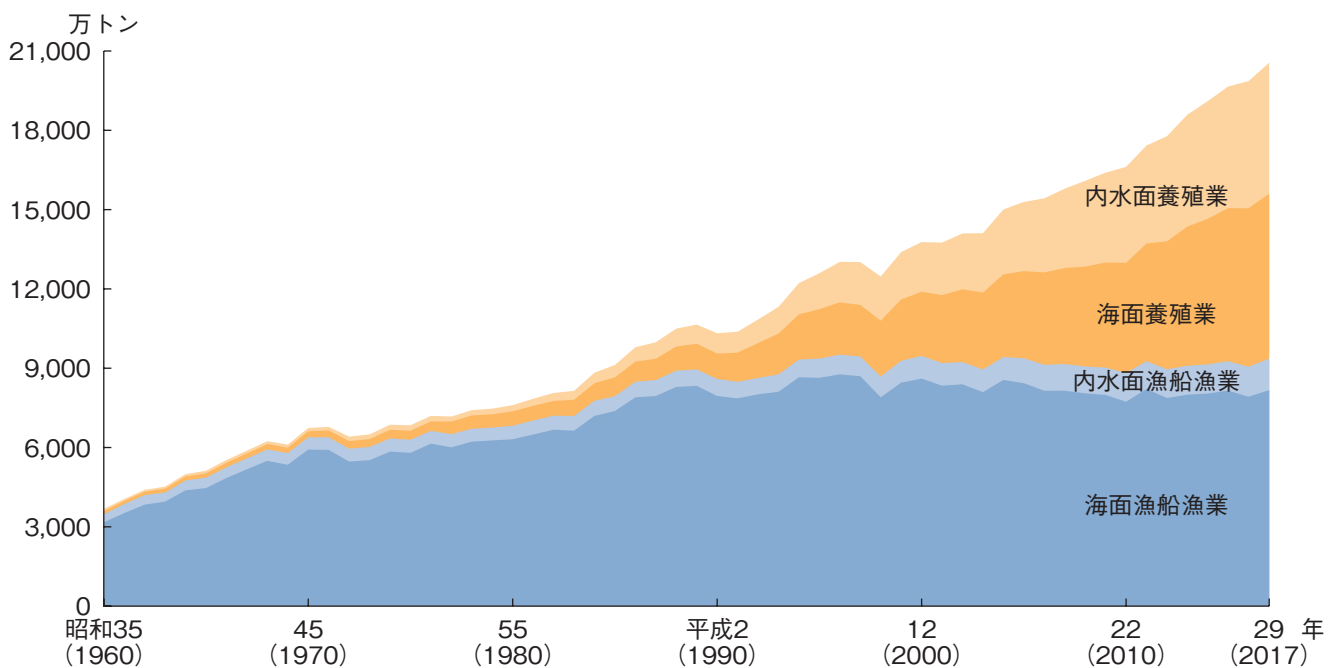
第3節 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

ア 漁業・養殖業生産量の推移

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加し続けています。平成29（2017）年の漁業・養殖業生産量は前年より3%増加して2億559万トンとなりました（図3-3-1）。このうち漁船漁業生産量は、1980年代後半以降は横ばい傾向となっている一方、養殖業生産量は急激に伸びています。

図3-3-1 世界の漁業・養殖業生産量の推移

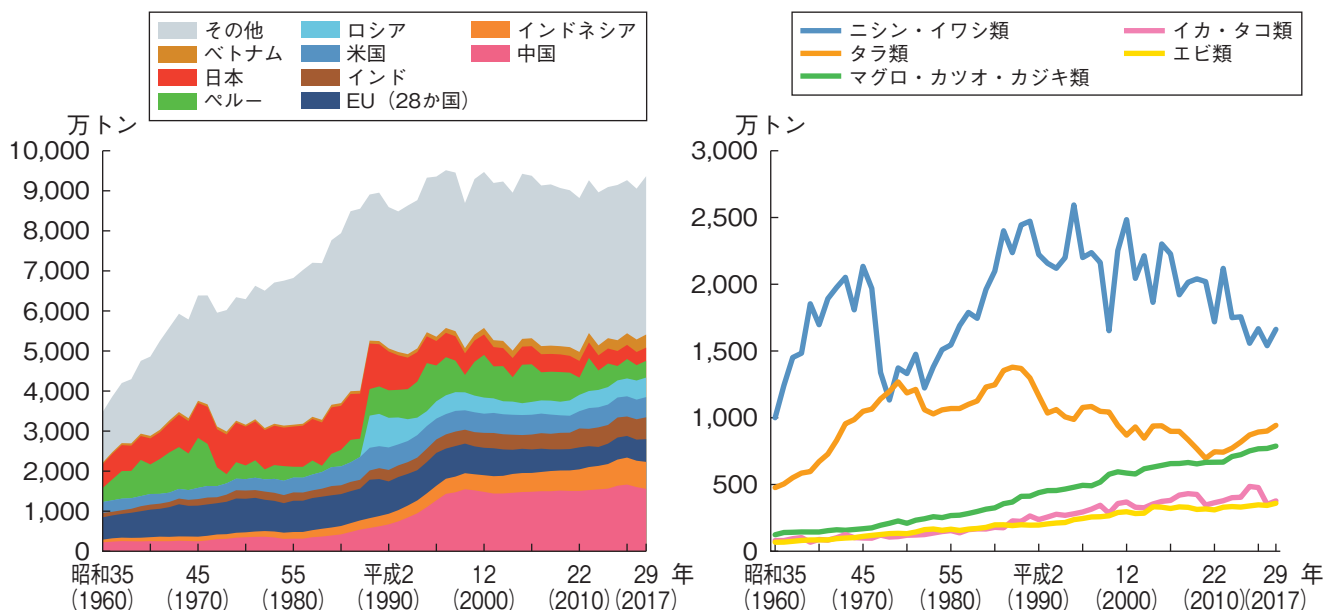


資料：FAO「Fishstat (Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

漁船漁業生産量を主要漁業国・地域別に見ると、EU、米国、我が国等の先進国・地域の漁獲量は過去20年ほどの間、おおむね横ばいから減少傾向で推移してきているのに対し、中国、インドネシア、ベトナムといったアジアの新興国をはじめとする開発途上国による漁獲量の増大が続いており、中国が1,558万トンと世界の17%を占めています（図3-3-2）。

また、魚種別に見ると、ニシン・イワシ類が1,662万トンと最も多く、全体の18%を占めていますが、多獲性浮魚類は環境変動により資源水準が大幅な変動を繰り返すことから、ニシン・イワシ類の漁獲量も増減を繰り返しています。タラ類は1980年代後半以降から減少傾向が続いていましたが、2000年代後半以降から増加傾向に転じています。マグロ・カツオ・カジキ類及びエビ類は、長期的にみると増加傾向で推移しています。

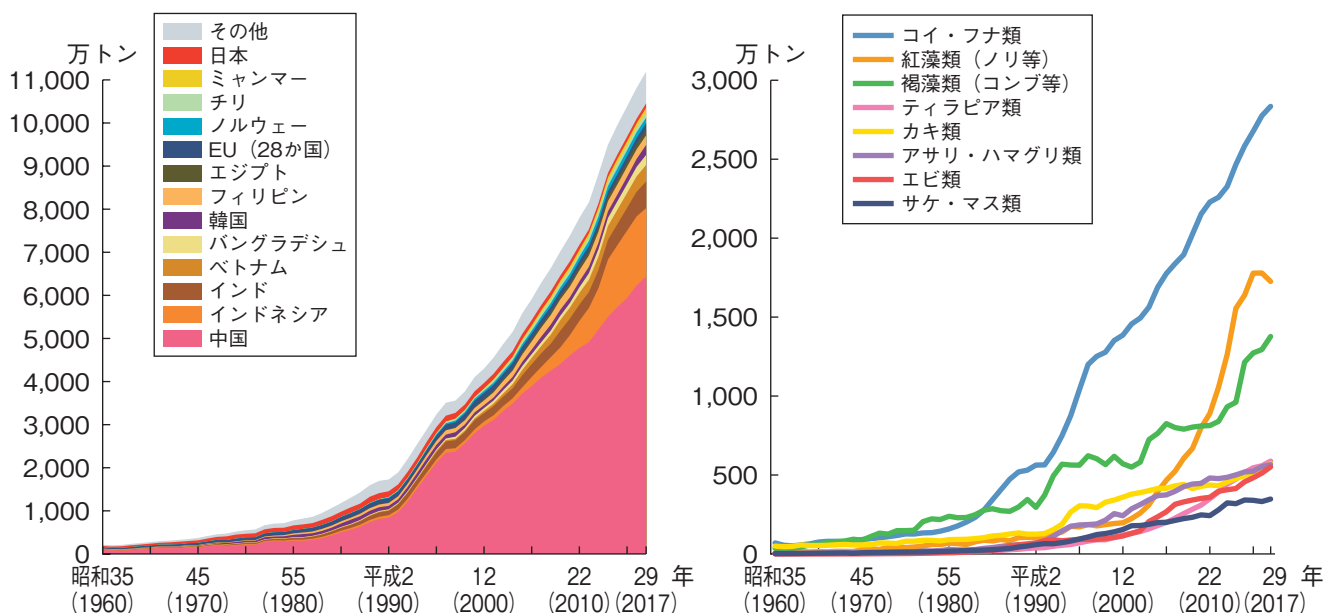
図3-3-2 世界の漁船漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



一方、養殖業生産量を国別に見ると、中国及びインドネシアの増加が顕著であり、中国が6,436万トンと世界の58%、インドネシアが1,590万トンと世界の14%を占めています(図3-3-3)。

また、魚種別に見ると、コイ・フナ類が2,835万トンと最も多く、全体の25%を占め、次いで紅藻類が1,726万トン、褐藻類が1,377万トンとなっており、近年、これらの種の増加が顕著となっています。

図3-3-3 世界の養殖業の国別及び魚種別生産量の推移

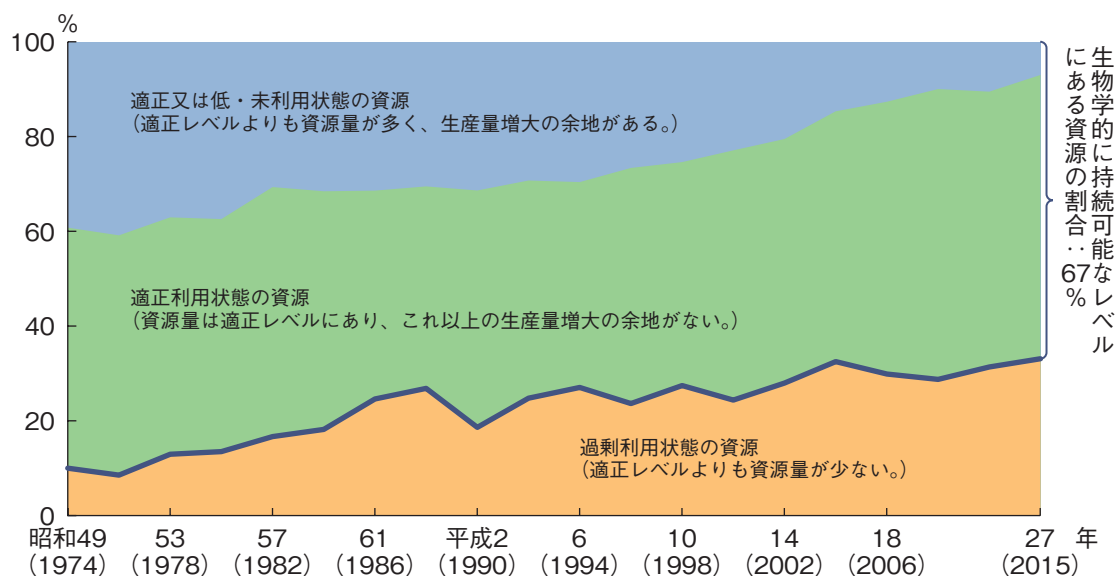




イ 世界の水産資源の状況

FAOは、世界中の資源評価の結果に基づき、世界の海洋水産資源の状況をまとめています。これによれば、持続可能なレベルで漁獲されている状態の資源の割合は漸減傾向にあります（図3-3-4）。昭和49（1974）年には90%の水産資源が適正レベル又はそれ以下のレベルで利用されていましたが、平成27（2015）年にはその割合は67%まで下がってきています。これにより、過剰に漁獲されている状態の資源の割合は、10%から33%まで増加しています。また、世界の資源のうち、適正レベルの上限まで漁獲されている状態の資源は60%、適正レベルまで漁獲されておらず生産量を増大させる余地のある資源は7%に留まっています。

図3-3-4 世界の資源状況

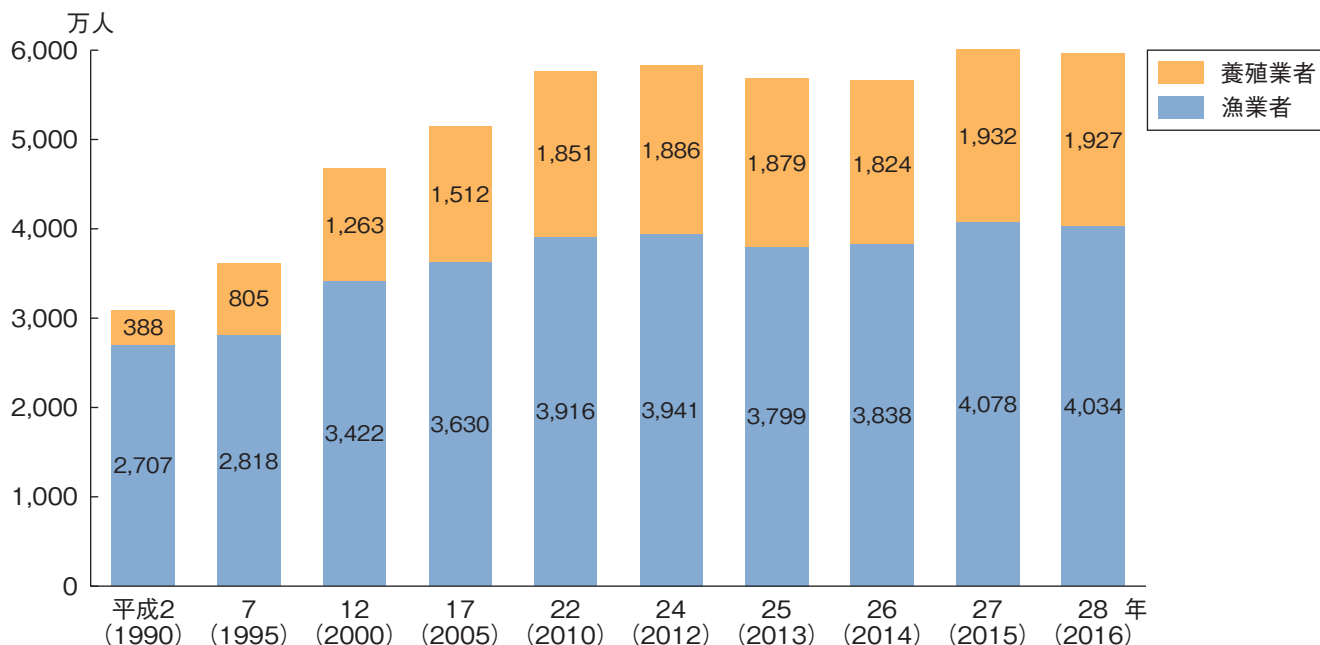


資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2018」に基づき水産庁で作成

ウ 世界の漁業生産構造

FAOによれば、平成28（2016）年には、世界で漁業・養殖業の従事者は約6,000万人でした。このうち、3分の2に当たる約4,000万人が漁船漁業の従事者、約1,900万人が養殖業の従事者です（図3-3-5）。過去、漁業・養殖業従事者は増加してきましたが、近年は横ばい傾向で推移しています。

図3-3-5 世界の漁業・養殖業従事者数の推移



資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2018」に基づき水産庁で作成

(2) 世界の水産物消費

我が国では「魚離れ」が長らく水産業にとっての課題となっていますが、世界では魚の消費量が増加し続けています。世界の1人当たりの食用水産物の消費量は過去半世紀で約2倍に増加し、そのペースは衰えをみせていません（図3-3-6）。

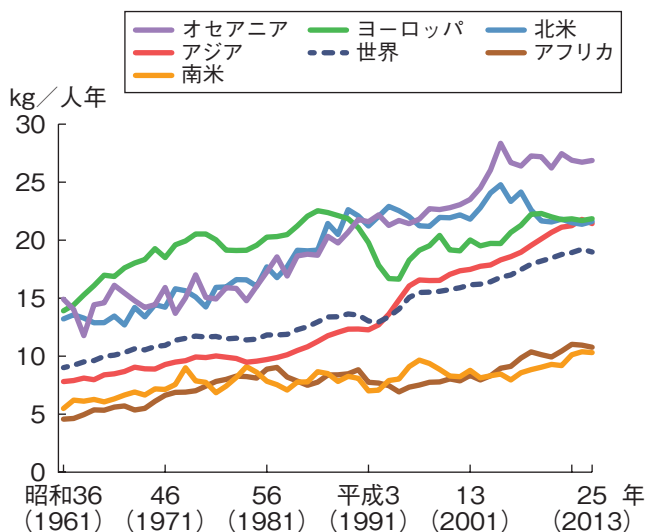
FAOは、水産物の消費量の増加の要因として、輸送技術等の発達により食品流通の国際化が進展し、また、都市人口の増加を背景に国際的なフードシステムとつながったスーパーマーケット等での食品購入が増えていること、また、この結果として経済発展の進む新興国や途上国では芋類等の伝統的主食からたんぱく質を多く含む肉、魚等へと食生活の移行が進んでいることなどを挙げています。さらに、健康志向の高まりも水産物の消費を後押ししているものと考えられます。魚介類は、世界の動物性たんぱく質供給量の16%を担う重要な食料資源となっています。

1人当たりの水産物消費量の増加は世界的な傾向ですが、とりわけ、元来、魚食習慣の強いアジアやオセアニア地域では、生活水準の向上に伴って顕著な増加を示しています。特に、中国では過去半世紀に約8倍、インドネシアでは約3倍となるなど、新興国を中心とした伸びが目立ちます（図3-3-7）。

一方、動物性たんぱく質の摂取が既に十分な水準にあるヨーロッパ及び北米地域では、その伸びは鈍化傾向にあります。我が国の1人当たりの水産物消費量は、高水準ではあるものの50年前と同水準まで減少してきており、世界の中では例外的な動きをみせています。



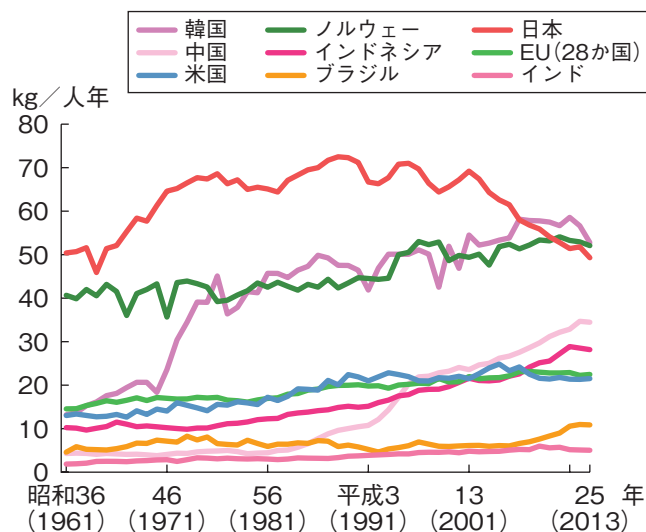
図3-3-6 地域別の世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移
(粗食料ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」

注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

図3-3-7 主要国・地域の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移
(粗食料ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外の国) 及び農林水産省「食料需給表」(日本)

注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

(3) 世界の水産物貿易

ア 拡大する世界の水産物貿易

現代では様々な食料品が国際的に取引されており、多くの国で食料品の輸出入なしには人々の生活は成り立ちません。中でも水産物は特に国際取引に仕向けられる割合の高い国際商材であり、世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出に仕向けられています。また、輸送費の低下と流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転、貿易自由化の進展等を背景として、水産物輸出入量は総じて増加傾向にあります(図3-3-8)。

世界のほぼ全ての国・地域が水産物の輸出入に関わっています。このうち輸出货量では、EU、中国、ノルウェー、ロシア等が上位を占めており、輸入量ではEU、中国、米国、日本等が上位となっています。特に中国による水産物の輸出入量は大きく増加しており、2000年代半ば以降、単独の国としては世界最大の輸出国かつ輸入国となっています。ただし、輸出入金額の面では中国は世界最大の純輸出国であり、EU、米国、日本等が主な純輸入国・地域となっています(図3-3-9)。

図3-3-8 世界の水産物輸出入量の推移

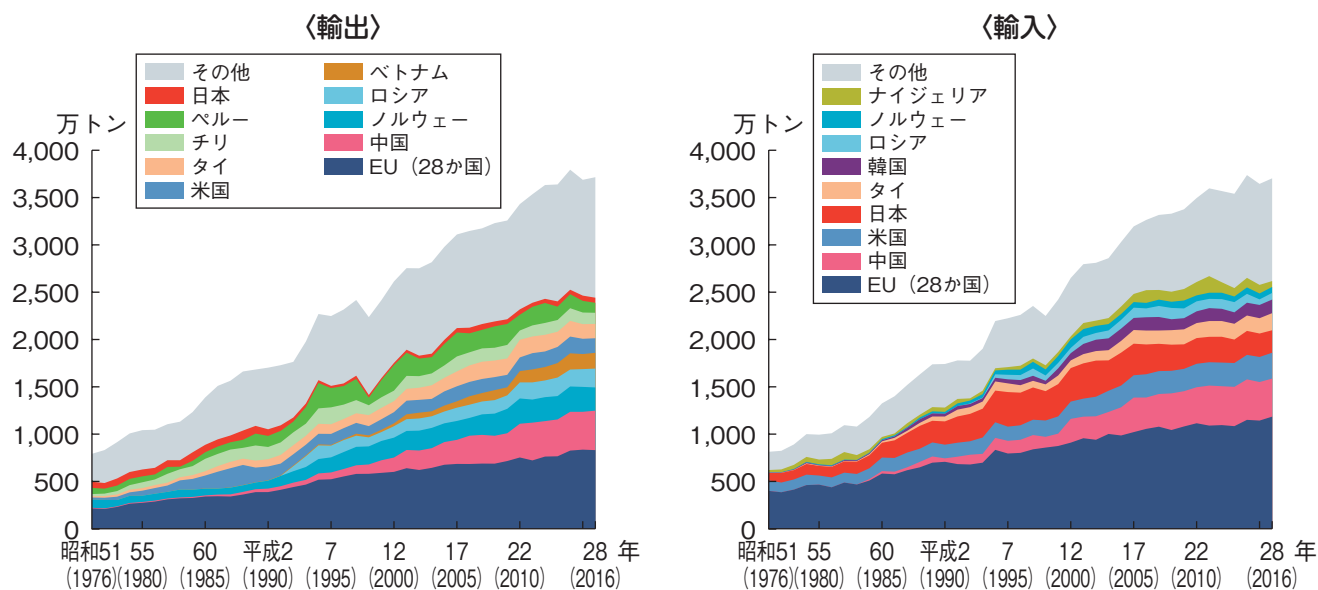
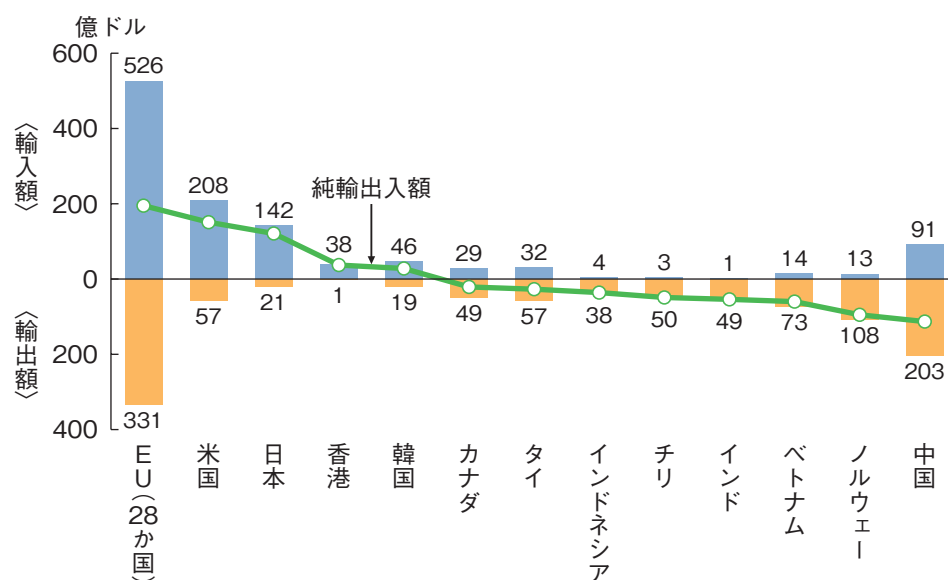


図3-3-9 主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額

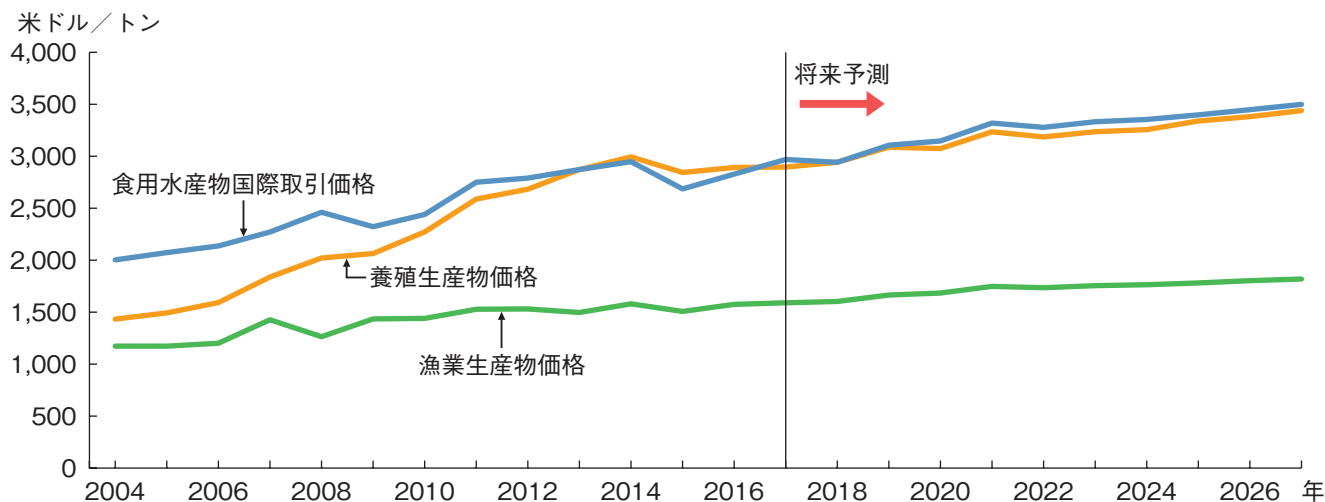


イ 水産物の国際価格の動向

食用水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景にリーマンショック後の平成21(2009)年等を除けば上昇基調にあります。経済協力開発機構(OECD)及びFAOは、今後10年間の水産物価格について、若干低下する年もあるものの、総じて高値で推移すると予測しています(図3-3-10)。



図3-3-10 世界の水産物価格の推移



資料：OECD－FAO「Agricultural Outlook2018-2027」

(4) 水産物貿易をめぐる国際情勢

ア WTOに関する動き

平成13（2001）年に開始された世界貿易機関（WTO）のルール交渉会合においては、過剰漁獲能力及び過剰漁獲を抑制する観点から、各国の漁業補助金に関するWTO協定の規律を策定するための議論が行われてきました。平成27（2015）年、国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、平成28（2016）年10月以降、EU等複数の国・グループからIUU漁業^{*1}に対する補助金や乱かく状態の資源に悪影響を与える補助金を禁止する等の提案が提出されるなど、議論が活発化しました。平成29（2017）年12月に開催された第11回WTO閣僚会議では、補助金の禁止に関する合意には至らず、令和元（2019）年中の合意を目指し、漁業補助金交渉に引き続き取り組むこととされました。

これまで我が国は、政策上必要な補助金は認められるべきであり、禁止される補助金は、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場で交渉に臨んできました。今後ともこのような我が国の立場を主張する必要があります。

イ 経済連携協定等に関する動き

TPP（環太平洋パートナーシップ）は、平成28（2016）年2月に参加12か国が協定への署名を行いました。平成29（2017）年1月の米国の離脱表明を受け、米国を除く11か国によりTPP11協定として早期発効を目指すこととなりました。

TPP11協定は、平成29（2017）年11月に大筋合意、平成30（2018）年3月に協定への署名が行われました。同年10月31日までに、我が国を含む6か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報したことから、同年12月30日に発効しました。

また、平成29（2017）年1月に米国がTPPから離脱し、その後、日米経済対話、米国との

^{*1} Illegal, Unreported and Unregulated：違法・無報告・無規制。FAOは、無許可操業（Illegal）、無報告又は虚偽報告された操業（Unreported）、無国籍の漁船、地域漁業管理機関の非加盟国の漁船による違反操業（Unregulated）など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動をIUU漁業としている（詳細は138ページ参照）。

新たな通商協議（いわゆるFFR）を経て、平成30（2018）年9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定の交渉開始が合意されました。

日EU・EPAは、平成25（2013）年4月に交渉が始まり、物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス貿易、投資自由化、知的財産権等の分野を対象に4年以上の交渉期間を経て平成29（2017）年7月に大枠合意に至り、平成30（2018）年7月17日に署名されました。日EU双方の国内手続を経て、平成31（2019）年2月1日に日EU・EPAが発効しました。

このほか、日コロンビアEPA、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日トルコEPAは交渉継続中、日・湾岸協力理事会（GCC）FTA、日韓FTA、日カナダEPAは交渉延期、中断となっています。

（5）国際的な資源管理

ア 国際的な資源管理の推進

水産政策の改革では、我が国は、EEZ内において水産資源の適切な管理を推進していくこととしていますが、サンマやサバといった我が国漁業者が漁獲する資源は、外国漁船も漁獲するものが多いことから、我が国の資源管理の取組の効果が損なわれないよう、国際的な資源管理にも積極的に取り組んでいくことが重要です。

このため、我が国は国際的な資源管理が適切に推進されるよう、地域漁業管理機関の場や二国間での交渉に努めてきています。

イ 地域漁業管理機関

国連海洋法条約では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを規定しています。

この地域漁業管理機関では、沿岸国や遠洋漁業国などの関係国・地域が参加し、資源評価や資源管理措置の遵守状況の検討を行った上で、漁獲量規制、漁獲努力量規制、技術的規制などの実効ある資源管理の措置に関する議論が行われます。

特に、高度に回遊するカツオ・マグロ類は、世界の全ての海域で、それぞれの地域漁業管理機関による管理が行われています。また、カツオ・マグロ類以外の水産資源の管理についても、底魚を管理する北西大西洋漁業機関（NAFO）等に加え、近年、サンマ・マサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）などの新たな地域漁業管理機関も設立されています。

我が国は、責任ある漁業国として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種に関し設立された地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画しています。

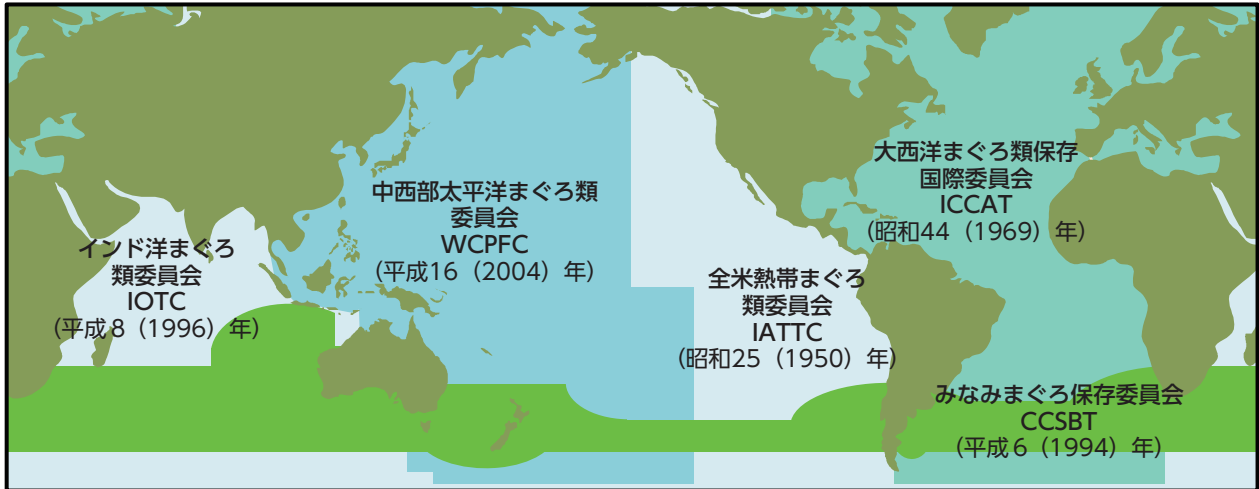
ウ カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

世界のカツオ・マグロ類資源は、地域又は魚種別に5つの地域漁業管理機関によって全てカバーされています（図3-3-11）。このうち、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の4機関は、それぞれの管轄水域内においてミナミマグロ以外の全てのカツオ・マグロ類資源について管理責任を負っています。また、南半球に広く分布するミナミマグロについては、みなまぐろ保存委員会（CCSBT）が一括して管理を行



っています。

図3-3-11 カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：() は条約発効年

(西太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理(WCPFC))

太平洋の西側でカツオ・マグロ類の資源管理を担うWCPFCの水域には、我が国周辺水域が含まれ、この水域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄、一本釣り及び海外まき網）約570隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等がカツオ・マグロ類を漁獲しています。

北緯20度以北の水域に分布する太平洋クロマグロ等の資源管理措置に関しては、WCPFCの下部組織の北小委員会で実質的な協議を行っています。特に、太平洋東部の米国やメキシコ沿岸まで回遊する太平洋クロマグロについては、太平洋全域での効果的な資源管理を行うために、北小委員会と東部太平洋のマグロ類を管理するIATTCの合同作業部会が設置され、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）^{*1}の資源評価に基づき議論が行われます。その議論を受け、北小委員会が資源管理措置案を決定し、WCPFCへ勧告を行っています。

WCPFCでは、1）30kg未満の小型魚の漁獲を平成14（2002）～16（2004）年水準から半減させること、2）30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと等の措置が実施されています。加えて、WCPFCでは、1）暫定回復目標達成後の次の目標を「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で、親魚資源量を初期資源量の20%（約13万トン）まで回復させること」とすること、2）資源変動に応じて管理措置を改訂する漁獲制御ルールとして、暫定回復目標の達成確率が（ア）60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化、（イ）75%を上回った場合、（i）暫定回復目標の達成確率を70%以上に維持し、かつ（ii）次期回復目標の達成確率を60%以上に維持する範囲で、増枠の検討が可能とすること等の漁獲戦略が合意されています。

平成30（2018）年にISCが行った最新の資源評価によると、太平洋クロマグロの親魚資源量は、平成8（1996）年からの減少傾向に歯止めがかかり、平成22（2010）年以降、ゆっく

*1 日本、中国、韓国、台湾、米国、メキシコ等の科学者で構成。

りと回復傾向にあります（平成28（2016）年は約2.1万トン）。また、現行の措置を継続することにより、「令和6（2024）年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値（約4.3万トン）^{*1}まで親魚資源量を回復させること」とする暫定回復目標の達成確率が98%とされました。このようなISCの資源評価を踏まえ、平成30（2018）年9月のWCPFC第14回北小委員会では、我が国から、ISCの資源評価を踏まえ、既に合意されている漁獲制御ルールにのっとり、1）漁獲上限の増加（「増枠」）と、2）その年の漁獲上限に達しなかった分について、漁獲上限の5%までを上限として、翌年に繰り越せる規定（「繰越し」）を提案しましたが、米国、クック諸島、EU、メキシコ等から、1）資源状態は歴史的に見て大変低く、いまだに回復途上であること、2）将来予測が非常に良い結果になっているのは不確実性の比較的高い最新年（平成28（2016）年）1年だけの加入量による部分が大きいとの理由で反対があり、我が国の提案については合意に至りませんでした。

これを受け、同年12月に開催されたWCPFC第15回年次会合では、我が国から、「増枠」については令和元（2019）年以降に期待したいとしつつ、資源管理をしていく上で励みとなることから、再度「繰越し」について提案し、採択されました。

また、カツオ及び熱帯性マグロ類（メバチ及びキハダ）の資源管理措置に関しては、まき網漁業のFAD^{*2}禁漁期間及び個数制限、公海操業日数制限、はえ縄漁業のメバチ漁獲枠等の現行措置が2年間延長されることが合意されました。

（東太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IATTC））

太平洋の東側でカツオ・マグロ類の資源管理を担うIATTCの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約60隻が、メバチ及びキハダを対象に操業しています。

太平洋クロマグロについては、IATTCはWCPFCと協力して資源管理に当たっていますが、平成30（2018）年8月の年次会合では、平成29（2017）年9月にWCPFCとの合同作業部会で合意された漁獲制御ルールが採択されました。

また、メバチ及びキハダに関して、まき網漁船が使用するFADを使用した操業回数の制限等について議論されましたが、合意に至らず、議論が継続することとなりました。

（大西洋におけるカツオ・マグロ類の管理（ICCAT））

大西洋のカツオ・マグロ類等の資源管理を担うICCATの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約80隻が、大西洋クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業しています。

ICCATにおいては、メバチ、キハダなどの熱帯マグロ類の資源状態が悪化していることから、平成30（2018）年の年次会合では、メバチの令和元（2019）年以降の漁獲可能量（TAC）及び国別割当量やまき網のFAD規制について議論がされましたが、合意に至らず、平成30（2018）年のTACが令和元（2019）年も引き続き適用されることとなりました。

（インド洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IOTC））

インド洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIOTCの水域では、約40隻の我が国のかつ

* 1 親魚資源量推定の対象となっている昭和27（1952）～平成26（2014）年の推定親魚資源量の中間値。

* 2 fish aggregating devices：人工集魚装置



お・まぐろ漁船（はえ縄及び海外まき網）が、メバチ、キハダ、カツオ、カジキ等を漁獲しています。

平成30（2018）年の年次会合では、カジキ類の資源管理措置について、総漁獲量制限の設定、60cm以下の魚体の船上保持禁止等の措置が採択されました。

また、IUU漁業対策強化のため、我が国の提案に基づき、他の地域漁業管理機関等のIUU漁船リストに掲載された漁船について、IOTCのリストにも掲載する措置が採択されました。

（ミナミマグロの管理（CCSBT））

南半球を広く回遊するミナミマグロの資源はCCSBTによって管理されており、また、同魚種を対象として我が国のまぐろはえ縄漁船約90隻が操業しています。

CCSBTでは、資源状態の悪化を踏まえ、平成19（2007）年からTACを大幅に削減したほか、漁獲証明制度の導入などを通じて資源管理を強化してきた結果、近年では資源は依然として低位水準であるものの回復傾向にあると評価されています。平成19（2007）年に3,000トンだった我が国割当量は、平成30（2018）年には6,165トンまで増加しました。また、平成30（2018）年10月の年次会合では、資源調査の手法の変更による新たなTACの自動算出のための管理方式^{*1}について議論され、引き続き検討が進められることとなりました。

エ サンマ・マサバ等の地域漁業管理機関の動向

北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、サンマやマサバ、クサカリツボダイ等の資源管理が行われています（図3-3-12）。

サンマは太平洋の温帯・亜寒帯域に広く生息する高度回遊性魚種で、その一部が日本近海へ来遊し漁獲されています。以前は日本、韓国及びロシア（旧ソ連）のみがサンマを漁獲していましたが、近年では台湾、中国及びバヌアツも漁獲するようになりました。日本及びロシアは主に自国の200海里水域内で操業を行っていますが、その他の国・地域は主に北太平洋公海域で操業しており、近年ではこれらの国・地域による漁獲量が増加しています。

このような背景を受け、NPFCにおいては、平成27（2015）年9月に、新たな資源管理措置がとられるまでの間、サンマを漁獲する漁船の許可隻数の急激な増加を抑制することなどが合意され、平成29（2017）年7月には、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意されました。

平成30（2018）年7月には、サンマの国別漁獲上限を設定する我が国の提案は多数のメンバーから支持を得ましたが、中国等が時期尚早として反対し、引き続き検討していくこととなりました。そのほか、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意されました。

引き続き、将来的なサンマ資源の減少に対する我が国の懸念を強く訴え、漁獲量の適切な制限等、資源管理措置の更なる強化を働きかけていきます。

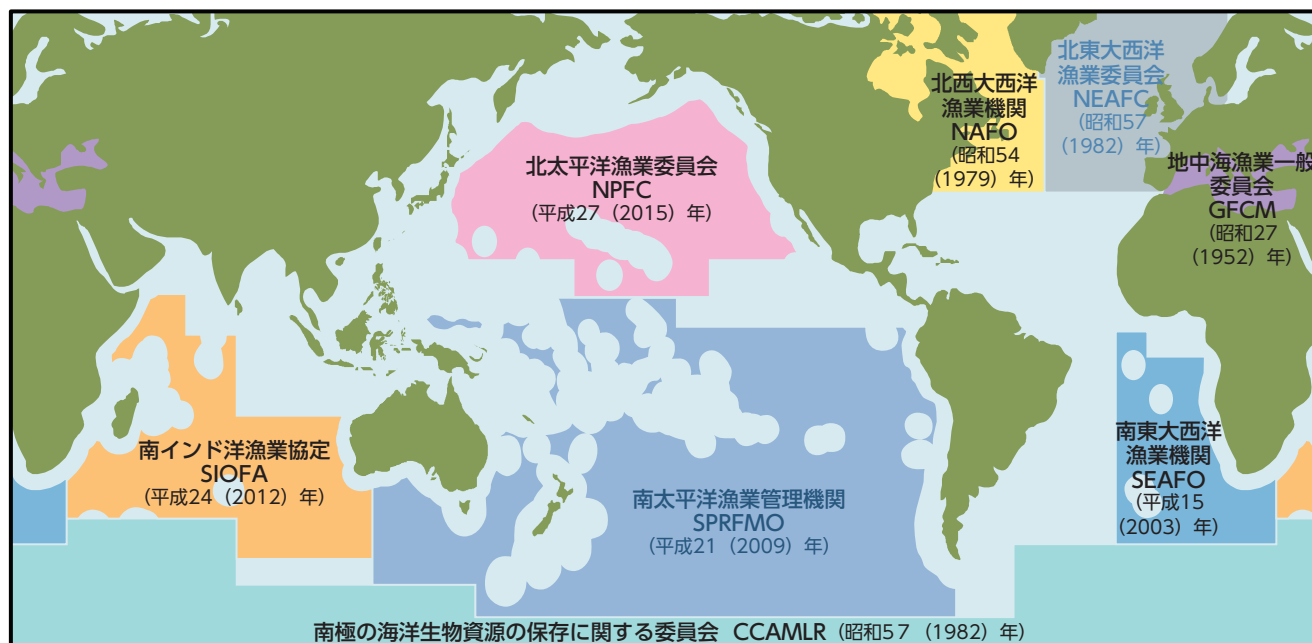
また、マサバ（太平洋系群）は、主に我が国200海里水域内に分布する魚種であり、近年、資源量の増加に伴って、200海里水域の外側まで資源がしみ出すようになりました。このため、中国等の外国による漁獲が増加しており、資源への影響が懸念されています。

*1 CCSBTでは、資源再建目標を達成するため平成23（2011）年から3年ごとに管理方式（漁獲データなどの資源指標から自動的にTACを算出する漁獲制御ルール）に基づきTACの決定が行われている。

このような背景を受け、NPFCにおいては、平成29（2017）年7月に公海でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の漁船の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意されました。

マサバについても、200海里水域内のマサバ資源が持続的に利用されるよう、資源管理措置の更なる強化を働きかけていきます。

図3-3-12 NPFC等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1） 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。

2）（ ）は条約発効年

オ IUU漁業の撲滅に向けた動き

各国や地域漁業管理機関が国際的な資源管理に努力している中で、規制措置を遵守せず無秩序な操業を行うIUU漁業は、水産資源に悪影響を与え、適切な資源管理を阻害するおそれがあります。平成27（2015）年に国連で合意された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、「令和2（2020）年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業やIUU漁業及び破壊的な漁業慣行を終了」することが規定されており、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組が国際的に進められています。

例えば、各地域漁業管理機関においては、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）やIUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等をリスト化する措置（ネガティブリスト）が導入されており、さらに、ネガティブリストに掲載された船舶の一部に対して、国際刑事警察機構（ICPO）が各国の捜査機関に注意を促す「紫手配書」を出すなど、IUU漁業に携わる船舶に対する国際的な取締体制が整備されてきています。また、いくつかの地域漁業管理機関においては、漁獲証明制度^{*1}によりIUU漁業由来の漁獲物の国際的な流通を防止しています。

*1 漁獲物の漁獲段階から流通を通じて、関連する情報を漁獲証明書に記載し、その内容を関係国の政府が証明することで、その漁獲物が地域漁業管理機関の資源管理措置を遵守して漁獲されたものであることを確認する制度。



ネガティブリストについては、例えばNPFCでは、平成29（2017）年7月に我が国の提案を基に採択されたIUU漁船リスト（無国籍船23隻）に、平成30（2018）年には、新たに4隻が追加で掲載されるなど（合計27隻）、着実にリストの充実が進んでいます。

二国間においても、我が国とロシアとの間で平成26（2014）年にロシアで密漁されたカニが我が国に密輸出されることを防止する二国間協定が発効したほか、我が国はEU、米国及びタイとIUU漁業対策の推進に向けた協力を確認する共同声明を出すなど、IUU漁業の抑制・根絶を目指した取組を行っています。

こうした中、平成28（2016）年6月に発効した違法漁業防止寄港国措置協定^{*1}は、締約国がIUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止すること等の寄港国措置を通じて、IUU漁業を抑制・根絶し、水産資源の持続的利用を確保することを目的としており、広い洋上でIUU漁業に従事している船を探すよりも寄港地での効率的・効果的な取締りが可能となり、IUU漁業の抑制・根絶につながる事が期待されます。

カ 二国間等の漁業関係

（ロシアとの関係）

我が国とロシアとの間においては、1）サンマ、イカ、スケトウダラ等を対象とした相互入漁に関する「日ソ地先沖合漁業協定」、2）ロシア系サケ・マス（ロシアの河川を母川とするサケ・マス）の我が国漁船による漁獲^{*2}に関する「日ソ漁業協力協定」、及び3）北方四島の周辺12海里内での我が国漁船の操業に関する「北方四島周辺水域操業枠組協定」の3つの政府間協定を基本とした関係が結ばれています。また、これらに加え、民間協定として、はばまい歯舞群島の一部であるかいがらじま貝殻島の周辺12海里内において我が国の漁業者が安全にコンブ採取を行うための「貝殻島昆布協定」が結ばれています。

近年、日本水域におけるロシア漁船による漁獲圧力が増加しており、平成29（2017）年には、日本水域におけるロシア漁船の漁獲実績が、ロシア水域における日本漁船の漁獲実績を上回りました。ロシア側は、平成30（2018）年に行われた相互入漁条件等に関する協議において、日本水域における漁獲枠の更なる増枠を要求してきましたが、両国の意見の隔たりが大きいことから合意に至らず、引き続き協議を行っています。

（韓国との関係）

我が国と韓国との間では、「日韓漁業協定」に基づき相互入漁の条件やサバ類、スルメイカ、タチウオ等の漁獲割当量のほか、日本海の一部及びさいしゅうとう済州島南部の水域に設定された暫定水域における資源管理と操業秩序の問題について協議を行っています。

韓国との間においては、我が国のまき網漁船等の操業機会の確保をはじめ、我が国EEZにおける韓国漁船による違法操業、暫定水域の一部の漁場を韓国漁船が占拠している問題の解決等が重要な課題となっています。

*1 平成29（2017）年5月10日に我が国国会で承認され、同年6月18日に我が国について効力が発生。

*2 国連海洋法条約においては、サケ・マスのような溯河性魚類について、母川の所在する国がその資源に関する一義的な利益と責任を有することを規定（母川国主義）。そのため、我が国漁船によるロシア系サケ・マスの漁獲については、我が国200海里水域内における漁獲及びロシア200海里水域内における漁獲の双方を日ソ漁業協力協定に基づき実施。

平成28（2016）年5月以降、相互入漁条件等に関する協議において、これらの問題の解決に向けた両国の意見の隔たりが大きいことから合意に至らず、同年7月以降、相互に入漁をしていない状態が続いており、引き続き協議を行っています。

（中国との関係）

我が国と中国との間では、「日中漁業協定」に基づき相互入漁の条件や東シナ海の一部に設定された暫定措置水域等における資源管理等について協議を行っています。

近年、中国は、国外の水産資源の利用能力を拡大させる漁業の海外進出戦略を積極的に推進し、東シナ海では、暫定措置水域等において非常に多数の中国漁船が操業しており、水産資源に大きな影響を及ぼしていることが課題となっています。また、相互入漁については、中国側が入漁を希望しており、競合する日本漁船への影響を念頭に、中国漁船の操業を管理する必要があります。

こうした状況を踏まえ、日本漁船の安定的な操業の確保に向け、平成29（2017）年8月以降、協議を行っています。両国の意見の隔たりが残ることから、協議を継続しています。

（台湾との関係）

我が国と台湾の間での漁業秩序の構築と、関係する水域での海洋生物資源の保存と合理的利用のため、平成25（2013）年に我が国の公益財団法人日本台湾交流協会と台湾の亜東関係協会（現在の台湾日本関係協会）との間で、「日台民間漁業取決め」が署名されました。この取決めの適用水域はマグロ等の好漁場で、日台双方の漁船が操業していますが、日本漁船と台湾漁船では操業方法や隻数、規模等が違うことから、一部の好漁場を台湾漁船が占領している問題の解決等が重要な課題となっています。このため、日本漁船の操業機会を確保する観点から、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するため、操業ルールの改善に向けた協議が継続されています。平成30（2018）年の協議では、好漁場である八重山^{やえやま}北方三角水域について日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業することとなりました。

（太平洋島しょ国等との関係）

カツオ・マグロ類を対象とする我が国の海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業等の遠洋漁船は、公海水域だけでなく、太平洋島しょ国やアフリカ諸国のEEZでも操業しています。各国のEEZ内での操業に当たっては、我が国との間で、政府間協定や民間協定が締結・維持され、各国との二国間で入漁条件等について協議を行っています。

特に太平洋島しょ国のEEZは我が国遠洋漁船にとって重要な漁場となっていますが、近年、太平洋島しょ国側は、カツオ・マグロ資源から得られる価値を最大限に活用し、国家収入の増大及び雇用拡大を推進するため、入漁料の大幅な引上げ、現地加工場への投資や合弁会社の設立等を要求する傾向が強まっています。

また近年、海洋環境の保護を重視する国も増加しており、パラオでは現大統領が観光産業及び環境保護を主要な政策として掲げ、令和2（2020）年からパラオEEZの大部分を海洋保護区に設定し、当該海域における商業漁業を全面禁止する国内法が制定されました。パラオEEZは、我が国のまき網漁船及び近海はえ縄漁船、特に沖縄の近海はえ縄漁船にとって非常に重要な漁場となっており、令和2（2020）年以降のパラオEEZへの入漁ができなくなった



場合には、大きな影響を受けることになります。我が国としては、パラオ側の、海洋保護区の設置による海洋生態系の保全や水産資源の持続的利用のための取組に配慮しつつ、持続可能な形で入漁の継続ができるよう、パラオ側と協議を続けています。

他にも、太平洋島しょ国をめぐるのは、中国が、大規模な援助と経済進出を行い、太平洋島しょ国へのプレゼンスを強化しています。このように我が国漁船の入漁をめぐる環境は厳しさを増していますが、様々な機会を活用し、海外漁場の安定的な確保に努めているところです。

(6) 捕鯨をめぐる新たな動き

ア 商業捕鯨の再開の決定

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、昭和63(1988)年以降中断している商業捕鯨を令和元(2019)年7月から再開することとし、平成30(2018)年12月26日に、国際捕鯨取締条約からの脱退を通告しました。令和元(2019)年6月30日に脱退の効力が生じ、同年7月から、我が国は、大型鯨類^{*1}を対象とした捕鯨業を再開する予定です。

IWC(国際捕鯨委員会)は、国際捕鯨取締条約の下に設置された、「鯨類の保存」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という2つの目的を持った資源管理機関です。しかしながら、鯨の持続的利用を支持する国と反捕鯨国との間の長年にわたる対立から、鯨の管理についても保護についても決められない状況が続いています。我が国は、IWCに鯨類資源管理機関としての機能を回復させることを目指し、30年以上にわたって、解決策を模索してきました。その中で、反捕鯨国は、科学的根拠の如何に関わらず捕鯨を認めないこと、つまり、鯨の持続的利用を支持する国とは、鯨と捕鯨に対する基本的な考えや立場が異なることが明らかになりました。

平成30(2018)年9月にブラジルのフロリアノポリスで開催されたIWC第67回総会では、我が国は、鯨と捕鯨に対する基本的な立場を異にする加盟国がIWCの中で「共存」できることを目指したIWC改革案を提案しました。しかしながら、鯨の保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めない国々からの歩み寄りは見られず、我が国の改革案は否決され、そこに至る議論では、異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなりました。

以上のような経緯に鑑み、我が国は、IWC加盟国としての立場の根本的な見直しを行い、あらゆるオプションを精査した結果、IWCからの脱退を決定しました。

*1 IWCの管理対象となっている、ミンククジラ、イワシクジラ等。

昭和57（1982）年に採択されたいわゆる「商業捕鯨モラトリウム」の規定は、捕鯨の禁止規定ではなく、持続的な鯨類の利用を実現するための道筋を定めたものです。同規定では、平成2（1990）年までに規定の修正とゼロ以外の捕獲頭数の設定を検討するとされていますが、修正が行われないうちに現在に至っています。我が国は30年以上にわたり、同規定に定められた「道筋」に沿って商業捕鯨を再開すべく、IWCで真摯かつ誠実に対応してきました。

我が国は、科学面では、平成4（1992）年のRMP（改訂管理方式：非確実性を踏まえた安全な鯨類管理手法）の完成に貢献しました。しかしながら、RMP完成後、平成4（1992）年から18（2006）年まで行われたRMS（監視取締システムを含む総合的管理制度）交渉で、反捕鯨国は、科学的議論を踏まえず、資源管理とは関係のない要素（動物愛護など）の議論を提起するなど、RMS完成に向けた取組を妨害し、交渉は頓挫しました。

平成19（2007）年から、米国のホガース議長とその後任のチリのマッキエラ議長の主導の下で進められた「IWCの将来」プロセスでは、我が国と米国・チリ・ニュージーランドなどが協力し、持続的利用支持国と反捕鯨国との妥協点を追求しました。平成22（2010）年のアガディール会合では、「南極海での捕獲調査段階的縮小と限定的な捕鯨の容認」の提案が議論されましたが、最終局面でのオーストラリアとラテンアメリカ諸国の「あらゆる捕鯨を認めない」との頑なな態度から、このプロセスも頓挫しました。本会合の議長レポートには、ニュージーランドによる、米国と我が国の解決に向けた努力を称賛した発言が残されています。

([https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=%21collection49&k=AnnRep2010\(Chair62\)p8](https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=%21collection49&k=AnnRep2010(Chair62)p8))

平成26（2014）年のポルトロージュ（スロベニア）会合後、我が国は捕鯨再開に反対する国々に、その理由・根拠の提示を求める質問書簡を送付しました。それにより、反捕鯨国が「科学的・法的な根拠ではなく、鯨と捕鯨に関する政策的立場に基づき、捕鯨に反対している」ことが明らかになりました。つまり、反捕鯨国は、理屈ではなく、1頭たりとも鯨を捕るべきでないと捕鯨に反対しているわけです。そして、我が国は、平成28（2016）年以降、持続的利用支持国と反捕鯨国とが、鯨と捕鯨に対する根本的な立場を異にすることを踏まえて、IWCの機能回復を目指す「IWCの今後の道筋」議論を主導してきました。

平成30（2018）年のフロリアノポリス（ブラジル）会合で、我が国は、「IWCの今後の道筋」の議論を踏まえ、鯨と捕鯨に対する立場の異なる国がIWCの傘の下で共存できることを目指すIWC改革案を提案しました。しかしながら、今回も、反捕鯨国は商業捕鯨は一切認めないとする頑なな態度を変えず、改革案は否決されました。

イ 捕鯨に対する我が国のスタンス

国際捕鯨取締条約から脱退しても、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の考えは変わりません。IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していきます。また、「水産資源の持続的な利用」という我が国の立場を共有する国々との連携を更に強化し、このような立場に対する国際社会の支持を拡大していくとともに、IWCが本来の機能を回復するよう取り組んでいきます。

30年ぶりに再開される捕鯨業は、我が国の領海と排他的経済水域（EEZ）で、十分な資源



が存在することが明らかになっているミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラを対象に、100年間捕獲を続けても健全な資源水準を維持できる、IWCで採択された方式（RMP（改訂管理方式））により算出される捕獲枠の範囲内で、沿岸域操業と母船による沖合域操業によって行われる予定です。



IWC 第67回総会で我が国の立場を説明する
谷合農林水産副大臣（当時）



IWC 管轄外のツチクジラ等を我が国沿岸で
捕獲している小型捕鯨船

コラム

鯨類科学調査の成果

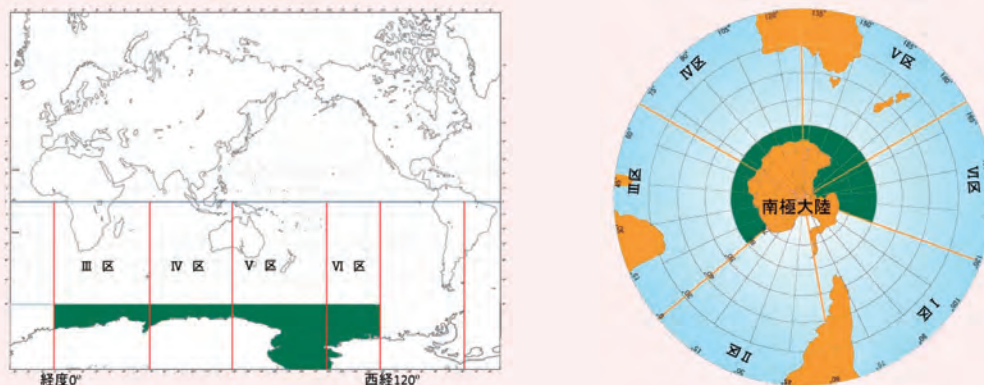
我が国は、鯨類資源の適切な管理と持続的利用を図るために、南極海と北西太平洋で鯨類科学調査を実施して、資源管理に有用な情報を収集してきました。

昭和62（1987）年から開始した南極海での調査（南極海鯨類捕獲調査（JARPA）及び第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA2））では、南極海のミンククジラは北半球のミンククジラとは遺伝的に異なる別種（クロミンククジラ（*Balaenoptera bonaerensis*））であること、また、調査海域とした南極海Ⅳ区とⅤ区（図参照）では東西に独立した系群（インド洋系群及び太平洋系群）が来遊していることを明らかにし、資源管理に必要な基礎的な知見の獲得に貢献しました。さらに、クロミンククジラについて、若齢個体が多い年齢組成（資源増大型）を示していること、成熟年齢は約12歳から約7歳まで低下して早熟化が進み安定していること、妊娠率は依然として高い割合（成熟メスの90%以上）を維持していることなどが判明し、資源が健全な状況にあることを明らかにしてきました。目視調査からは、クロミンククジラの資源が高水準にあることや過去の商業捕鯨で数を減らしたナガスクジラやザトウクジラ資源が急速に回復してきており（表参照）、南極海生態系に変化が起こりつつあることなど、南極海において鯨類資源を持続的に利用するために有用な科学的知見が深まりました。

平成6（1994）年から開始した北西太平洋での調査（北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）及び第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN2））では、ミンククジラ・イワシクジラ・ニタリクジラについて系群構造の知見が深まり、特に、ミンククジラについては、日本近海には2つの系群（オホーツク海-西太平洋系群（O系群）及び日本海・黄海・東シナ海系群（J系群））が存在することを強く示唆する結果を得ました。さらに、ミンククジラはサンマやカタクチイワシなどのほか、スケトウダラ、スルメイカ、シマガツオを利用するなど幅広い食性を持つ一方、ニタリクジラはツノナシオキアミとカタクチイワシ、イワシクジラは魚類に加えて動物プランクトンの一種であるカイアシ類に嗜好性が強いなど、鯨種によって利用する餌生物が異なること、3鯨類による5～9月の摂餌量が毎年100万トン以上に達すること、また、ミンククジラでは漁業との競合の可能性があることなど、鯨類の摂餌生態を明らかにするとともに生態系の解明に必要な科学的知見が深まりました。

鯨類科学調査は、令和元（2019）年6月末に我が国のIWCからの脱退に伴い中止されますが、我が国は引き続き、北西太平洋や南極海での非致命的調査や、商業的に捕獲された全ての個体からの科学的データの収集を行い、これまでの調査で収集してきた情報の積み重ねを継続し、鯨類資源の保全と持続的利用に有用な科学的情報の収集と活用を続けていきます。

図：南極海での鯨類科学調査の調査水域（緑色のⅢ区～Ⅳ区）



表：我が国の調査で明らかになった南極海での大型鯨類の年間増加率

鯨種	海域	調査期間	年間増加率
ナガスクジラ	Ⅲ区東＋Ⅳ区	1995/96－2007/08	8.9%
	Ⅴ区＋Ⅵ区西	1996/97－2008/09	12.0%
ザトウクジラ	Ⅳ区	1989/90－2007/08	13.6%
	Ⅴ区	1989/90－2007/08	14.5%

資料：IWC SC/F14/J04, J05

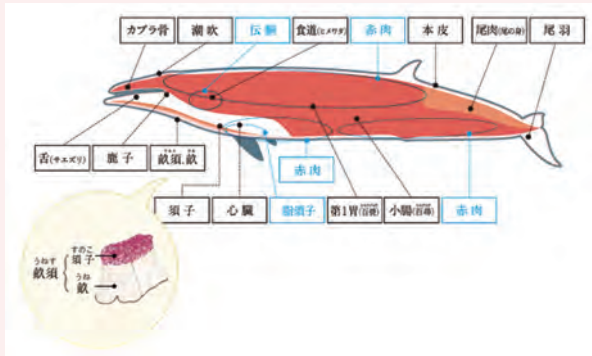
コラム 鯨肉の栄養価

鯨の赤肉は、牛や豚のような畜肉に比べて高タンパク・低脂肪で低カロリーです。鯨の赤肉は、筋トレやダイエットに理想的なタンパク源とされている鶏ささみと同等のカロリーであり、タンパク質の含有率は鶏ささみを上回り、脂肪分はその約半分です。

また、ひげ鯨の赤肉に多く含まれるバレニンという成分には、筋肉耐久力アップ、疲労防止・回復・抗酸化・活性酸素の除去機能などの働きがあるといわれており、また、認知症への効果について研究が行われるなど、健康食品として注目されています。

鯨の赤肉は低脂肪の食材ですが、一方、^{うねす}鰭や本皮などは脂肪分が多い部位です。こうした部位には、魚介類と同じく多価不飽和脂肪酸（EPA、DHA、DPAなど）が含まれており、これらの脂肪酸を摂ることが血流の改善につながると言われています。

特に、DPA（ドコサペンタエン酸）は、海産ほ乳類に多く含まれています。DPAの血液の流れを良くする効果はEPA・DHA以上と報告されています。



鯨製品の部位

(資料提供：(一財) 日本鯨類研究所)



顎から腹にかけての「畝須」と呼ばれる部分はベーコンなどに利用

(7) 海外漁業協力

我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や海洋生物資源の持続的利用原則を共有する国を対象に、水産業の振興や資源管理を目的として水産分野の無償資金協力（水産関連の施設整備等）及び技術協力（専門家の派遣や政府職員等の研修の受入れによる人材育成・能力開発等）を実施しています。

また、海外漁場における我が国漁船の安定的な操業の継続を確保するため、我が国の漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援しています。

さらに、東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を行っています。